

住民と議会をつなぐ

議会だより

2021年
第52号



ウーグの浜清掃作業

11月23日にウーグの浜清掃作業が行われました。

女性連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の共催で事業所、住民ら約50名の参加により、約7トンのごみが回収されました。「力を合わせて粟国島をクリーンに」と老人クラブ連合会・新里弘会長、女性連合会・呉屋貴美江会長が呼びかけ、「多くの皆さんのが参加できれいになりました。今後も皆さんと一緒に美化活動を行っていきたい」とお話をされていました。

目次

- 予算決算（歳入・歳出） 2~3
- 議決結果賛否一覧表 4
- 一般質問(9月) 5~17

令和3年

発行:粟国村議会

編集:議会広報調査特別委員会

〒901-3792

沖縄県島尻郡粟国村字東367番地

電話 (098) 988-2222

FAX (098) 988-2281



令和
3年
度予算
9月
第7回
定期例会

令和2年度
決算を認定

一般会計

歳入

歳出

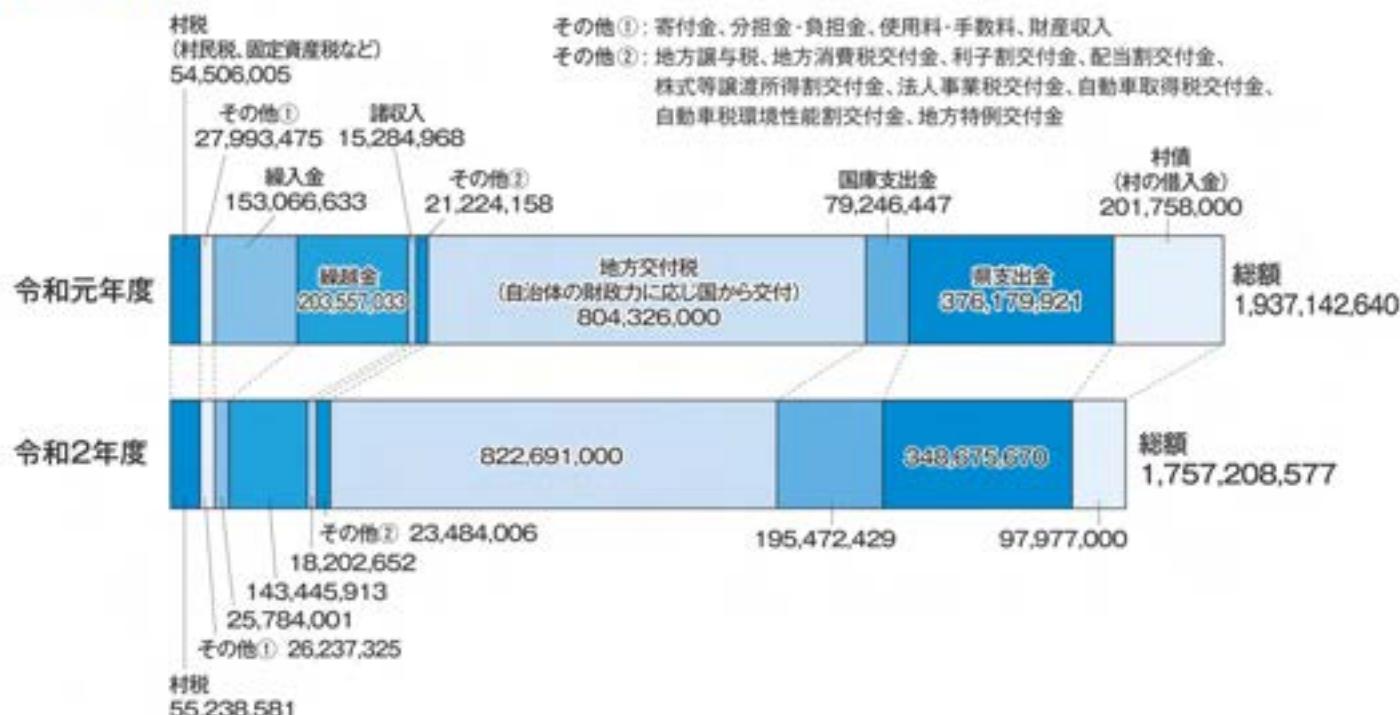
17億5,720万8千円
16億8,081万4千円

令和3年第7回定期例会では、9月21日から24日までの4日間(23日祝日は休会)の会期で開催されました。この中で、各会計の決算認定、補正予算、条例の一部改正

など22件について審議し、すべて可決されました。審議結果は4ページに掲載しています。

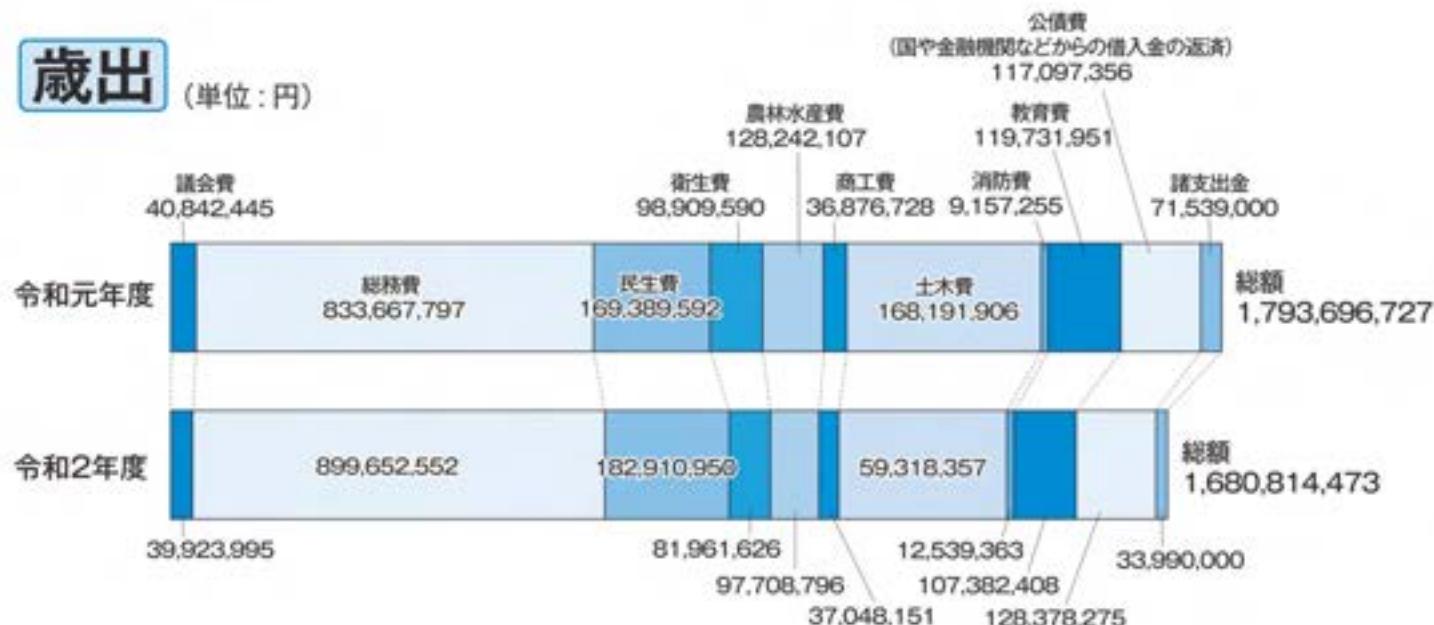
歳入

(単位:円)



歳出

(単位:円)



特別会計決算

会計名	歳入	歳出	議決結果
国民健康保険特別会計	105,803,558	76,055,609	認定
航路事業事業特別会計	661,908,682	658,276,832	認定
簡易水道事業特別会計	196,891,533	181,327,247	認定
農業集落排水事業特別会計	24,743,878	24,357,839	認定
村民牧場事業特別会計	52,144,871	22,937,328	認定
後期高齢者医療特別会計	9,303,689	8,911,962	認定

令和2年度決算における健全化判断比率

(単位: %)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	対前年度比率
①実質赤字比率	—	—	15.0	—
②連結実質赤字比	—	—	20.0	—
③実質公債費比率	8.0	6.9	25.0	1.1
④将来負担比率	21.4	28.9	350.0	△7.5

①実質赤字比率とは:普通会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

②連結実質赤字比率とは:全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

③実質公債費比率とは:普通会計が負担する実質的な負債額が標準財政規模に占める割合、3か年の平均

④将来負担比率とは:普通会計が将来負担すべき実質的な負債額が標準財政規模に占める割合

令和2年度栗国村航路事業特別会計 決算認定の討論(賛成4 反対2)

反対討論

令和2年度消費税826万円予算計上し、議会で承認されたにもかかわらず決算で不用額として826万円となっている。予算執行されていません。消費税は税金ですので、本来なら執行すべき金額である。

賛成討論

公金を扱っていますので、管理体制を村長はじめ副村長、各課長、職員全体が責任をもって仕事するべきではないかと思っている。

村長、船舶課長をはじめ対策を練り、再発防止を徹底することです。その件を踏まえて今後そのようなことがないように処分はしっかりしていただきたい。

監査委員からの令和2年度決算について報告がありました

(一部抜粋)

収入未済額については、新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収業務が厳しい状況であると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済額の実態を把握し、地方税法に定めのある滞納者の財産差し押さえを含めて、督促や滞納処分等適切な債権管理を行い、収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化し、また極力不納欠損額の減少を図るよう努められたい。

全般的に事務事業の執行については、おおむね適正に処理されたものと認められるが、船舶課の消費税未払いなどが発生しており、事業の進行管理を徹底し、進捗状況の確認とともに定期的に歳入歳出の執行状況を把握できる管理体制を構築されたい。

また、今決算審査及び例月出納検査時において指摘してきた事項については速やかに改善されるよう要望する。

以上のように、厳しい財政状況が続く中、住民福祉の向上のためには、適切な予算編成及びその執行が不可欠である。引き続き、歳出に効率化・重点化を図り、常に財政状況を注視した健全な財政運営に努められ、安全で安心なむらづくりが実現されるよう期待する。



令和3年 第7回 粟国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(9月)

会期：令和3年9月21日から9月24日までの4日間

議案	件名	結果	結果日付	小瀬川聰 議長	赤嶋真知子	太田真	与那城義幸	城間成弘	上江洲智郎	山城雅路
1 議案第34号	令和3年度粟国村一般会計補正予算（第4号）について	可決	9月21日	○	○	○	○	○	○	○
2 議案第35号	令和3年度粟国村航路事業特別会計補正予算（第2号）について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
3 議案第36号	令和3年度粟国村村民牧場事業特別会計補正予算（第2号）について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
4 議案第37号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
5 議案第38号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
6 議案第39号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
7 承認第6号	粟国村航路事業条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	承認	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
8 承認第7号	村長専決処分の承認について	承認	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
9 認定第1号	令和2年度粟国村一般会計決算の認定について	認定	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
10 認定第2号	令和2年度粟国村国民健康保険特別会計決算の認定について	認定	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
11 認定第3号	令和2年度粟国村航路事業特別会計決算の認定について	認定	9月22日	×	○	○	○	×	○	
12 認定第4号	令和2年度粟国村簡易水道事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○	
13 認定第5号	令和2年度粟国村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○	
14 認定第6号	令和2年度粟国村村民牧場事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○	
15 認定第7号	令和2年度粟国村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○	
16 報告第5号	令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告	9月24日	○	○	○	○	○	○	
17 同意第3号	教育委員の任命による同意について	同意	9月24日	○	○	○	○	×	○	
18 同意第4号	教育委員の任命による同意について	同意	9月24日	○	○	○	○	×	○	
19 議案第40号	工事請負契約の締結について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○	
20 発議第7号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○	
21 発議第8号	米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に対する抗議決議について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○	
22 発議第9号	米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○	

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。

単議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)



令和3年 第8回 粟国村議会 臨時会 議決結果賛否一覧表(10月)

会期：令和3年10月25日

議案	件名	結果	結果日付	小磯川恵	赤堀真知子	太田真	与那城義幸	城間成弘	上江洲智雅	山崎雅雄
発議第10号	米軍CH 53ヘリコプターの緊急着陸に対する抗議決議について	可決	10月25日	○	欠	○	○	○	○	議長
発議第11号	米軍CH 53ヘリコプターの緊急着陸に関する意見書について	可決	10月25日	○	欠	○	○	○	○	

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「道」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。

※議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)

米軍CH 53ヘリコプター緊急着陸に対する抗議決議

令和3年10月20日午後6時29分ごろ、米軍第一海兵航空団所属のCH 53ヘリコプター1機が粟国空港に緊急着陸した。同日午後9時ごろ整備士を乗せたヘリコプターが着陸し、乗務員を降ろし、翌日21日午前9時ごろ別の同型機整備員が到着、修理を行い、緊急着陸した機体は午前11時8分ごろに離陸した。

また、粟国空港滑走路が長時間にわたり閉鎖したことや、飛行場内の機体には米軍の乗組員が待機していたため、村空港管理事務所も待機や対応に追われた。

今回の緊急着陸に関し、米軍は「空中給油作戦を行っており、飛行可能な状態であったが、乗務員が注意が必要な兆候に気づき、大事を取って予防着陸させた」と説明しているが、一步間違えれば人命にかかる重大な事故につながりかねず、村民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで本村議会は米軍の事件・事故等が起こるたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明や再発防止策の徹底を求めてきたにもかかわらず、このような事態が発生したことに憤りを覚えるとともに、安全管理に対する米軍当局の安全管理が徹底されてきたとは言い難く、強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 事故発生時の迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 事故原因の徹底究明とその結果を明らかにし、具体的な再発防止策を講じること。
- 米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
- 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。



10月28日 粟国村長、副村長とともに沖縄防衛局長へ意見書を手交しました。

*質問・答弁は要約して掲載しています。

令和3年9月定例会

歯科診療所開業について



小橋川 聰 議員

A 答弁 高良修一 村長

本村のような離島では、火葬のためご遺体を速やかに沖縄本島に移送することが肝心です。夏場の熱い時期にフェリーの欠航等で村内での安置を余儀なくされた場合もあり、最近それに近い事例がありました。それでよい手立てはないかと思案していました。遺体保存装置という移動可能な冷却装置があることです。しかも1か月保存が可能で金額は350万円ほどです。新規

8月の議会臨時会にて、歯科診療所開業についてにつきましては、村民から民生課長はまだわからぬ意見を反映させるため、いという答弁でしたが、開業予定日、歯科医師の雇用開始日、事務職等の雇用予定や募集の方法、診療日、受付時間等開業に関する件について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

開業予定日につきましては、工期が計画より40日程度遅れています。そのため12月中旬頃の開業を予定しています。



利用し募集します。診療日は医師との協議の結果、祝祭日と水曜日・日曜日が休診の予定です。診療時間等につきましては、村民からこれまで、船員・那覇事務所職員に対して2週間に1回のPCR検査を実施していましたが、コロナ感染確認後は、船員については、1週間に1回の検査を実施し、本人の休みの前日に行っています。船内においては、換気設備のない機関制御室を先行して、オゾンによる除菌装置の設置を行っています。1階・2階客室、ブリッジ等についても設置を予定しています。又、今年度も船内全体の抗菌処理も併せて10月

船内の感染症対策について強化した対策があれば伺いたい。また村内に新型コロナウイルスが持ち込まれない水際対策についても伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

これまで、船員・那覇事務所職員に対して2週間に1回のPCR検査を実施していましたが、コロナ感染確認後は、船員については、1週間に1回の検査を実施し、本人の休みの前日に行っています。船内においては、換気設備のない機関制御室を先行して、オゾンによる除菌装置の設置を行っています。1階・2階客室、ブリッジ等についても設置を予定しています。又、今年度も船内全体の抗菌処理も併せて10月

新型コロナウイルス感染症対策について

Q 質問

村内での遺体安置について

村内で死亡した際、遺体の安置についてはフェリーの欠航等に伴い、村内で数日間保管をしなければならない状況である。他の離島では一括交付金を活用し、設備整備をしている事例もあるが、本村でも適切な遺体安置設備の整備を行う必要があると思うが、村での現状の対応と今後どのように検討されているか、伺いたい。

ではないかと思案していました。遺体保存装置という移動可能な冷却装置があることです。しかも1か月保存が可能で金額は350万円ほどです。新型コロナ地方創生交付金の活用を視野に導入を図り村民の皆様の安心に貢献したいと考えています。

開業予定日につきましては、工期が計画より40日程度遅れています。そのため12月中旬頃の開業を予定しています。

A 答弁 高良修一 村長

開業予定日につきましては、工期が計画より40日程度遅れています。そのため12月中旬頃の開業を予定しています。

Q 質問

新型コロナウイルス感染症対策について

ニユーフェリー栗国の船員が新型コロナウイルスに感染し、7月に3日間、8月に2日間連休しています。船舶課職員、乗客、

ありますので、11月より雇用を予定しています。事務職員については、1名雇用予定で、ホームページ等を



※質問・答弁は要約して掲載しています。

までに行うよう日程調整しているところです。

水際対策として、来島さ

れる方全員にPCR検査

実施のお願いとその費用の補助を実施しています、

またその他でも乗船前の検温の実施、船内でのマスクの着用の奨励、密にならないような座席の制限、

客室での飲食の禁止それについてはデッキで飲食するよう船内に張り紙を掲載し、枕、プラケットの貸し出しの自粛等を行っています。

診療の進捗状況を伺いたい。

く開業出来るように取り組みます。

の問題は地域の皆様と考え地域力の向上を支援していくきます。

よう見守っていくか支援マップの作成の話もありました。もう一度答弁して下さい。

A 答弁 高良修一 村長

開業予定日につきましては、工事の工期が計画より40日程度遅れしており、12月中旬を予定しています。

体の健康はお口からといいます。1日も早い開業を要望します。

Q 質問

平成3年4月14日から平成27年の9月1日まで

栗国村で歯科を開業された先生がいらっしゃいました。その後現在まで歯科診療の開業を待つておられる村民の方々に対しても答弁下さい。

一人暮らしの孤独死について

見守り事業を委託する社協も人員が欠員し、民生委員も欠員していますが、今後民生課の取り組みについて伺いたい。

今現在支援マップ等を作成しながらチェックしている状況です。役割分担などについて協議し進めています。

A 答弁 濱川克也

民生課長

近年栗国村でも孤独で亡くなられた方がいらっしゃいます。行政、診療所、社協、地域が連携し、今後そういうことが起こらないよう見守り活動ができるものか伺いたい。

社協の職員不足のため民生課のほうでは地域包括支援センター2人が1日平均2から3世帯を回るようになります。民生委員の募集は広報誌で掲載を予定しています。

《要望》

二度と起こらないよう努力していただきたい。



赤嶺真知子 議員

歯科診療の開業について

Q 質問 令和3年8月開

業を計画されていた歯科

A 答弁 濱川克也

民生課長

長い間、歯科医師がないということは村民の皆様に大変不自由をさせてい

ると思います。なるべく早く現職員2人が高齢者独居世帯の訪問、支援マップを作成して確認しています。こ

A 答弁 高良修一 村長

現在、包括支援センター

区長、社協、行政で見守りが必要な方を調べて、把握できると思います。どの

よう見守っていくか支援マップの作成の話もありました。もう一度答弁して下さい。





※質問・答弁は要約して掲載しています。

農業用マリンタンクの予算確保の進捗状況について

A 答弁 高良修一 村長

農業用マリンタンクの予算確保の進捗状況について、平成25年度に調査費がついて、計画策定しました。四志地区の畑かん事業は27年度から31年度までの事業として計画を行っていました。しかしながら既知として進捗していくのが現状です。また採択そのものがされていないため水の供給方法は計画によるファームボンド方式によらずマリンタンク方式でも問題はないところから回答を得ています。



上江洲 智章 議員

ファームボンド、マリンタンクいすれも利用権設定や地権者の同意が必要条件であり栗国村は入口の部分で止まっている状態です。村としましては不在地主が多いため中間管理機構の活用方法を模索しております。県担当部局と具体的な進め方について協議の場を設ける予定としています。

積率などのハードルがあり、今以上に要件が厳しくなりますので、この事業を進めている状況です。

よいのではないかということで、協議の場での議題として考えています。

方向性でありますか。

Q 質問

マリンタンクを進める

農業用マリンタンクの予算確保の進捗状況について

A 答弁 高良修一 村長

農業用マリンタンクの予算確保の進捗状況について、平成25年度に調査費がついて、計画策定しました。四志地区の畑かん事業は27年度から31年度までの事業として計画を行っていました。しかしながら既知として進捗していくのが現状です。また採択そのものがされていないため水の供給方法は計画によるファームボンド

方式によらずマリンタンクを置く、地権者交渉は難しいのですか。

マリンタンクでしたら不在地主などが該当しない土地改良では、交渉がしやすいと思います。国、県の事業ではできないのでしょうか。

最終的に畑に水がどういった形でいくのか。そしてファームボンドで流すより最短距離で撒いたのがいいのではないかという思いで、農家の思いを十分反映できるように、県と進めていきたいと思います。

A 答弁 高良修一 村長

農家から農業用水の問題で要望等とかありますか。

他の地区に事業としてのが142筆しかございません。それ以上は事務方で今進められない状況です。法改正後中間管理機構の利用を進めた形の方が

よいのではないかという

ことで、協議の場での議題として考えています。

方向性でありますか。

A 質問

土地改良地区にマリンタンクを置く、地権者交渉は難しいのですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

地権者の問題でいますと、今現在の事業で四志地区の分が筆数で758筆あります。そのうちに利用権の設定ができる

A 質問

農家から農業用水の問題で要望等とかありますか。

A 答弁 新里親房

絏済課長

農家の問題につきましては、特にさとうきび農家を中心として、要望がありま

す。

Q 質問

村営フェリーの消費税未払いについて

A 答弁 城間 成弘 議員

水の問題につきましては、特にさとうきび農家を中心として、要望がありま

す。

①船舶は国から監査も



Q 質問

マリンタンクを進める



※質問・答弁は要約して掲載しています。

あります。が2015年度から2019年度分の損益計算書、消費税額について

②2015年度～2019年度の5年間消費税未払

ます。資料内容：損益額
2015年 △93,558,615円
2016年 △65,662,100円
2017年 △77,006,900円
2018年 △51,490,191円
2019年 △70,097,622円

間申告1回目は、申告納付を行つていきましたが、2015年度分の確定申告と2016年度2回目から2019年度までの申告納付を行つていませんでした。

担当職員は、当時の担当課長より申告処理するよう指示を受けていましたが改善されませんでした。それが改善されませんでした。

Q 質問
2015年度消費税額が118万4100円決算で消費税額786万5千円が執行されています。それと比べまして、消費税額118万4100円の数字の違いを説明してください。

Q 質問
令和2年度の監査、総合事務局から何名で船舶職員何名ぐらいが立ち合いましたのか。

いは職員が故意に税務署に申告しなかつたのか。職務を怠つた理由について

③5年間職務の規定に違反行為をしなければ延滞税、加算税382万円余り支払わなくても良かつたが阻止できず栗国村に損害を与えたことについて

④組織の管理体制について

1-③すでに村広報誌でも掲載しました通り、村民の皆様には心よりお詫び申し上げる次第です。今後二度とこのような事態を招かないよう再発防止に努めてまいります。

Q 質問
通常役場の予算は4月をスタートにして翌年の3月が1会計年度となります。船舶の場合、10月スタートして翌年9月まで1会計年度となつて考えられます。今後は課長

元の資料のとおりとなり

ます。
A 答弁 高良修一村長
村営フェリーの未払いについて、お答えいたしました。

1-①については、お手

りと、加えて報告、連絡、相談ができる職場環境の改善にも取り組んで行きます。

A 答弁 細別洋一
船舶課長
令和2年度の監査、総合事務局から何名ぐらいが立ち合いましたのか。

A 答弁 細別洋一
船舶課長
例年の損益監査につきましては、総合事務局から2名です。沖縄県から1名、主に歳入部門と歳出部門で分けて、監査を行つて



※質問・答弁は要約して掲載しています。

います。村職員では栗国事務所3名で対応しています。

Q 質問 損益計算書の中に税金の記入項目ありますか。

されてくるという状態です。

Q 質問 その件に関して船舶職員は確認してわかっていますか。

なぜ税務署に申告しなかつたのか。それは船舶職員皆、周知の上だったのか。それと職務を怠った理由は。

Q 質問 その件に関して船舶職員は確認してわかっていますか。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

私が言わせれば、前村長、前課長、前担当職員、令和元年度船舶課長、村長、その方々で賠償責任を負うのが義務ではないかと考えています。なぜかといたしまして、なにかと管理者である以上、なぜそれを阻止できなかつたのか、阻止をしておれば、延滞税、加算税は発生しなかつたと考えています。

申告するべき義務を生じたのにやらなかつたということは、職務に対する違法的な行為をしているわけです。それをまた課長も申告していないのをわかりながら指導監督指摘もしたのにもかかわらずやらなかつたということでもう一度確認します。

A 答弁 細別洋一**船舶課長**

それは違法といいます。か担当者もわかつてました。課長としては指示していたんですが、課として

船舶課として一つの基礎業務を完了まで持つたけ

どコミュニケーションも含めてなかつたということで反省しています。違法

いうこともあつたんで

すが、職務の怠慢で村民に對して負担をかけていますので、村長の方からありますとおり、私を含めて懲戒審査委員会の方で諮詢されていましたので、その判断に沿つて処分があろうかと思っています。

はあると思います。現

在、懲戒審査委員会どれくらいたい調査が進んでいますか、懲戒審査委員会の中身の説明してください。

A 答弁 興那城弘明**副村長**

委員会の開催につきましては、これまで二度開催しています。村長から諮詢を受け、その内容を確認し

ながら関連する職員への顛末書をだしてもらい再審査をしていますが、顛末書の中でも経緯がはつきりしないものがありまして、顛末書の整理をして、顛末書の整理をして、顛末書をだすとおりで提出するように指示をしている段階です。

損害賠償です。今回延滞

税、加算税の通知は来ていらないと思いますけれど、概算で155万5千円そして延滞税が226万6千円ということで382万円あまり村としては損害

を被つたのか、それともそういうことにはあたらぬことと考えているのか、答弁してください。

A 答弁 高良修一 村長

私は村長だよりで村民のことは公金を預かる役場にとつてあつてはならぬことだということで午前中もお話ししたとおりです。責任はやはりどるべきだと思います。地方公務員法に基づいて、懲戒審査委員会が開かれるわけで規定しているのは、その第

4条で特別職はそれに含まれないということになります。そうしますと午前中に城間議員がおしゃられたように前村長前副村長いわゆる特別職への損害賠償とかいうものは地方公務員法には全くありません。私共の懲戒審査委員会さきほど委員長の副村長から答弁がありましたがとおり審査中ですが、あくまで懲戒審査委員会で、懲戒の対象になるのは職員だけです。そのことを踏まえて、損害賠償のことは地方公務員法では規定されていません。それを踏まえますと損害賠償

4条で特別職はそれに含まれないということになります。責任はやはりどるべきだと思います。地方公務員法に基づいて、懲戒審査委員会が開かれるわけで規定しているのは、その第

4条で特別職はそれに含

まないということになります。そうしますと午前中に城間議員がおしゃられたように前村長前副村長いわゆる特別職への損害賠償とかいうものは地方公務員法には全くありません。私共の懲戒審査委員会さきほど委員長の副村長から答弁がありましたがとおり審査中ですが、あくまで懲戒審査委員会で、懲戒の対象になるのは職員だけです。そのことを踏まえて、損害賠償のことは地方公務員法では規定されていません。それを踏まえますと損害賠償

については別の観点からやらないでいいけど思っています。ですから私共、法律の専門ではございませんので、弁護士などの専門家の皆様に、相談をし

Q 質問

懲戒審査委員会とは別

の話なんですが、私は職員の損害賠償今回の事案申し上げたいのは職員の

Q 質問

懲戒審査委員会なりの処分を決定してください。

委員会が開かれるわけで規定しているのは、その第



*質問・答弁は要約して掲載しています。

て判断は仰ぐ考えです。

Q 質問

確かに地方公務員法で、懲戒審査委員会の規則はあると思います。しかし私が先ほどから前村長の話を出しましたけど、それは地方自治法の中にあります、地方自治法の243条の2職員の賠償責任、損害を与えた場合は、また同様とするということで、長官は指揮監督上の義務に違反してそれを故意または過失によつて阻止することができなかつたときに限り賠償責任を負うといふ、地方自治法の中にあります、その点の考え方ですか。

A 答弁 高良修一 村長

議員のご指摘の地方自治法にそういった条文が

あるのは存じています。しかしながらその条文をどうかしながらその条文をどうか、それを判断するの

はやはり法律の法曹界にいる人間が判断するわけ

ですので若しくは私どもが訴訟の対象にできるのか。役場が原告として立てるのはかそいつたことも含めて、みなさんご存じのとおり住民訴訟法というのもあります。住民の訴訟の対象になるのか。それとも村が原告としてそれは損害賠償の訴えを出しささいとの判断につきましては、私たちが判断できる

A 答弁 高良修一 村長

すでに広報誌等でお話した通りです。

ないわけです。その金額に對して、損害を被つたといふ意識はありますか。

A 答弁 高良修一 村長

以前そいつた案件はあつたはずです。村民の皆さんもよく存じ上げています。その額からしますと額としては半分以下です。それは今回からやる

Q 質問

以前の大きな案件といふのは議会で述べられないとことでしょうか。

A 答弁 高良修一 村長

私の時代の案件ではありますので敢えて私は申し上げません。

村役場382万円余り損害を受けたにもかかわらず、そういう手続きはしないということでよろしいですか。

A 答弁 高良修一 村長

は先ほど申し上げたように顧問弁護士に相談します、しかし以前の案件はどうなるんでしょうか。以前の大きな案件については問題視せず、今回のは問題にする、その辺の整合性はいかがなものなのかと考えます。それは広報誌に載せた載せなかつたの問題だつたんでしょうか。それでしたら以前も載せるべきだつたのではないで

償の話を出さなかつたのに、今は出す、その辺の整合性の方を私はかえつた。私の中で自己矛盾はありません。皆様の中で自己矛盾はないのでしょうか。

しようか。ただその時私は長の座におりませんでした。私の中では自己矛盾はありません。皆様の中で自己矛盾はないのでしょうか。





※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

私は住民訴訟で法的に
対処致します。

**令和3年度の予算執行
状況について**

①各課（総務、民生、経済、
教育）の9月1日現在予算
の契約及び執行進捗状況
について。

次に各課の9月1日現在
予算の契約及び執行の進捗
状況について、村税の滞納
繰越どれくらいの執行状況
なのが、令和2年度の決算
書によりますと収入の未済
額が1368万9千円あ
まり個人分も41万2千
りますけれど、滞納繰越分
の固定資産税に村税に対
する徴収どのように執行
しているのか、答弁してく
ださい。

A 答弁 上原一宏**総務課長**

固定資産滞納状況につ
いて、調査するよう指示し
ています。今年評価替えの
年で固定資産税の年は1
期分は本来4月ですが、5
月、2期分をずらして支払
いしていないところへ督
促を請求しているところ
です。

Q 質問

民生課総合センター改
修工事は未執行、保育所開
閉式テントも検討中です
か。あと小型焼却炉の撤去
処理委託料、設置工事委託
料については、現在どのよ
うな状況ですか。

A 答弁 濱川克也**民生課長**

進事業が中止ということ
ですか。潰れ地問題も進め
ていますか。農村の公園改
修工事、浮き漁礁の設置、
マージン工場の屋根の施
設の維持費、新製糖工場の
修繕費未執行ですか。

A 答弁 新里親房**経済課長**

については現在対応中で
す。新製糖工場の電気設備
については現在対応中で
す。

Q 質問

今後、課長はじめ職員の
皆さん、管理体制どのように
していくのか、課長の上
に副村長がいますので、副
村長、組織の管理体制につ
いて今回のようなことが
起こらない体制づくりに
ついて述べてください。

Q 質問

教育委員会村誌の編さ
ん委託料は執行されてい
ますか。それと給食調理場
の環境保全厨戸機器の点
検害虫防除作業はもう終
了しましたか。小学校管理

ましたので、仕様書を作成
し執行する予定です。総合
センター改修工事は設計
を見直し、一般競争入札を
予定しています。保育所開
閉式テントについて当初
予算計上していますが、金
額が大きいため見直し検
討してはどうかというこ
とで、課内で検討中です。

が長引いたため事業を中
止しました。農村公園改修
工事については緊急事態
宣言後に対応します。栗國
工事については緊急事態
宣言後に対応します。栗國

費のクーラー修繕は執行
されていますか。

A 答弁 又吉盛泰**教育総務課長**

については、仕様書をまとめ
請がなく進展していない
状況です。潰れ地について
は職員の交渉そのものが
コロナ禍の影響でなかなか
かできていない状況です。
マージン工場の屋根設置
工事については、現在必要
な箇所も含めて検討中で
す。新製糖工場の電気設備
については現在対応中で
す。

2回を予定し、1回目は執
行済みです。クーラー修繕
については改善されてい
ます。

Q 質問

今後、課長はじめ職員の
皆さん、管理体制どのように
していくのか、課長の上
に副村長がいますので、副
村長、組織の管理体制につ
いて今回のようなことが
起こらない体制づくりに
ついて述べてください。

先ほどの小型焼却炉に
アの国まつり推進事業
については緊急事態宣言

ましたので、仕様書を作成
し執行する予定です。総合
センター改修工事は設計
を見直し、一般競争入札を
予定しています。保育所開
閉式テントについて当初
予算計上していますが、金
額が大きいため見直し検
討してはどうかというこ
とで、課内で検討中です。

が長引いたため事業を中
止しました。農村公園改修
工事については緊急事態
宣言後に対応します。栗國
工事については緊急事態
宣言後に対応します。栗國



*質問・答弁は要約して掲載しています。

高良村長は去年の8月就任以来すぐ手掛けられたのが課長会議や合同会議それは職員からトップまでひとつになるきっかけでつくりになるということでスタートしています。

私も職員の皆様が頑張つた仕事に関する知識そういうものは村としては大きな財産であると思いま。職場環境を良くしない限りいろいろミスが出るというものは皆さんご承知のとおりだと思いますので、今後の体制といたしましては事務引継ぎにする資料として、年間の書類関係、申請、報告そいいしたもの一切時系列に並べていただき、その引き継ぎ書の添付資料として位置付ける形が必要かと

Q 質問

課職員会議開催していた

A 答弁 與那城弘明

副村長

高良村長は去年の8月就任以来すぐ手掛けられたのが課長会議や合同会議それは職員からトップまでひとつになるきっかけでつくりになるということでスタートしています。

私も職員の皆様が頑張つた仕事に関する知識そういうものは村としては大きな財産であると思いま。職場環境を良くしない限りいろいろミスが出るというものは皆さんご承知のとおりだと思いますので、今後の体制といたしましては事務引継ぎにする資料として、年間の書類関係、申請、報告そいいしたもの一切時系列に並べていただき、その引き継ぎ書の添付資料として位置付ける形が必要かと

思います。課内体制として

だきたいのですが、その点

A 答弁 濱川克也

民生課長

く横のつながりを意識してもらい、いったん仕事で覚えた業務と知識という況みんで把握すべきだ

のは、異動したあとも職員が力バーし、一番忙しい時期にまわっていく体制が必要かと思います。以前職員がひとつになつてかばい合い、助け合い、仕事を

のそういう会議、中身は業務に対する現在の執行状況みんなで把握すべきだ

案したいんですけど、どう

でしょうか。

A 答弁 上原一宏

総務課長

議員がおっしゃるよう

に会議ができるように検討していくといいます。

A 答弁 新里親房

経済課長

定期的なミーティングはできていよいよ状況です。経済課で大きなイベントのときに、行つて

ますが定期的なミーティングを行うために課長職がいなくてもできるよう

した財産というのただ持つているだけではなく活用した形で連携をとれる

ような体制づくりをしていくのが肝心だと思つています。

A 答弁 糸瀬洋一

船舶課長

持つては監査請求なり住民訴訟なり司法の方に手続き等々できますので、本来ならそれは全職員私は責任があるとります。船舶

だけの問題ではないと思ひます。全職員が業務に対する心構え、お互い連携がとれていればそのような

事案は発生しなかつたと思つてます。私個人的な意見では全職員 382万円賠償してほしいという

〔要望〕

各課担当職員の在り方、

執行状況、皆で把握すれば

手伝うこともできたと思

います。今回村営フェリー

の消費税未払いは調査し

なくとも 382万円明白

です。それについて執行部からは告訴とかできない

かもしませんが住民と

しては監査請求なり住民

訴訟なり司法の方に手続

き等々できますので、本来

ならそれは全職員私は責

A 答弁 又吉盛泰

教育総務課長

定期的ではありませんが、事案ごとに行つてます。

定期的ではありませんが、事案ごとに行つてます。私個人的な意見では全職員 382万円賠償してほしいという



※質問・答弁は要約して掲載しています。

どうかわかりませんけど、そういう気持ちもあります。ぜひしっかりと業務に対する心構え課長職としての指導、管理、連携そして、先程副村長が述べておりましたけどしっかりとやつていただきたいと思います。

とした管理体制の構築を月補正予算で、基本計画、基本設計の予算が計上され、基礎調査も踏まえて、現在基本計画を策定するため検討委員会を設置していると思いませんが、前回6月定例議会でも、一般質問をしましたが、村の方では国の事業に期限があり、宿舎を整備することで進んでいると思います。本来であれば、十分な検討期間があつたはずですが、今回は非常に限られた時間で早急に計画を策定することになります。そのため農業従事者、住民からも様々な意見が寄せられ

おり、人口減少・高齢化による製糖業を担う労働力の不足が懸念される中、製糖業の持続発展のために製糖工場宿舎の整備を行う必要があると思います。

そこで、令和2年度の3月補正予算で、基本計画、基本設計の予算が計上され、月補正予算で、基本計画、基本設計の予算が計上され、月補正予算で、基本計画、

うに行つていくのか、伺いたい。

ますが、説明責任をどのように行つていくのか、伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長



与那城 義幸 議員

粟国村製糖工場宿舎の整備について

Q 質問
基幹作物であるサトウキビの生産と共に地域の経済活動の維持発展や雇用の確

保に大きな役割を果たしています。今後の人口減少、高齢化する中で、建物の耐用年数、維持管理費を踏まえ、この施設の必要性を含め、村の方々には住民説明会を行なう必要があると思います。そこで、高良修一村長が答弁しますが、説明責任をどのように行つていくのか、伺いたい。

は、人口減少や高齢化による労働力が問題となつている状況で町村が季節労働者の宿舎整備支援を行なって、維持管理の方法について検討します。また住民説明会の開催についても、協議会等の方向性は決まり残る課題についても、協議会等で解決策を見出していくものと考えていて、開催を予定しています。運営協議会これは仮称ではございますが、新たに設置して、維持管理の方法について検討します。また

は、人口減少や高齢化による労働力が問題となつている状況で町村が季節労働者の宿舎整備支援を行なって、維持管理の方法について検討します。また住民説明会の開催についても、協議会等の方向性は決まり残る課題についても、協議会等で解決策を見出していくものと考えていて、開催を予定しています。運営協議会これは仮称ではございますが、新たに設置して、維持管理の方法について検討します。また

は、現時点ではつきりしているのは、JAの方で季節工を受け入れしているが、民宿からはどのような意見があつたのか伺いたい。

Q 質問

村内民宿で現在季節工を受け入れしているが、民宿からはどのような意見があつたのか伺いたい。



*質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

十分な検討期間がな

A 答弁 新里親房
経済課長
一部の方からは冬場の収入確保ができるということは聞いています。

Q 質問

村が負担する金額を考えると、民宿に補助金を出すなどの検討はされたかったのでしょうか。

A 答弁 新里親房

経済課長

この事業は既に平成30年に国のはうで補助金があり、栗国村では基本計画、基本設計は補助金はなしで去年より進めていました。住民の皆さんに意見を伺う時間的な余裕はありませんでした。

十分な検討期間がな

かたため、住民説明会を開催する必要があると思いますがどのようにお考えですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

季節工を確保するための事業ですので、住民説明会の開催については想定していません。

9,000万円の3割が実質的に、利息は抜いていません。それが、3割が村の負担です。それを計算しますと、2,730万円です。そしてこれは正式にJAさんと契約はまだ交わしておりませんが、内々に折半しようではないかということです。それを2で割りますと1,365万円です。

500万円の建物をつくります。議員が仰つたいろんなケースが考えられますが、金額的にはそういいう金額になります。そして1番大事なことは、周りの各離島の製糖工場がどんどん新しい建物を造っています。村が今回建てるのは50の個室です。これは人が集めきれないから撤退するよとJAさんが言つたら栗国村のサトウ

9,000万円の3割が実質的に、利息は抜いていません。そのため、3割が村の負担です。それを計算しますと、2,730万円です。そしてこれは正式にJAさんと契約はまだ交わしておりませんが、内々に折半しようではないかということです。それを2で割りますと1,365万円です。

キビはどうしようもなくなると思います。そういう懸念もありますので、ぜひ私の口から村民の皆さんに農家の皆様にお話しそるのがいいのですがどういった経緯でそういう経緯になつたんだと議員の皆さんからせひご説明いただけたらと思います。

緊急的な感染症等での使用などの素案もありますが、施設運営協議会の中でも検討します。

島の農業を発展させるためには、必要だと思いますが広報等でも村民へ説明をしてください。次に製糖工場が使用しないときはどうするか、これは私は6月一般質問で提案しました。パークゴルフ大会などの団体客や体験学習の子供たちの受け入れなどいろいろあります。それはどのように考えてていますか。

Q 質問



維持管理収入については検討が必要ですが運営協議会に諮ることで協議会に諮ることですが宿泊施設については考えてないのでしょうか。

A 答弁 高良修一 村長

緊急的な感染症等での使用などの素案もありますが、施設運営協議会の中でも検討します。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 新里親房**経済課長**

現在の時点では考えていません。

Q 質問

村長は6月定例議会で、

財政的に豊かでないので、

維持管理と修理をしない

といけない。皆さんの知恵をお借りしたいと答弁されています。それにもかかわらず、宿泊施設は考えていないとのことです。10年20年先維持管理で圧迫する前に宿泊施設にできるような状態を考えておくべきじゃないですか。

A 答弁 高良修一 村長

試算段階ですが月50人が利用した場合に約250万円ほどの収入となります。

も考えないといけませんが、宿泊施設をできるかと
いうのは民宿との問題で
検討が必要です。まずは歳

〈要望〉

運営協議会を早く立ち

出を抑えるため閉鎖する

ことも考えられます。施設

運営協議会の中でのみの

ところは宿泊を考えてい

ませんが、これが現実にで

きるのならそれも選択肢に入ると思います。

Q 質問

造つて何も使わないと

いうのを村民はどう思いま

ますか。基本計画を策定し

たとのことですので、収入

の見込みについて説明し

てください。

A 答弁 新里親房**経済課長**

上げ、いろいろな意見や利

用方法を検討してほしい

と思います。村側は説明会

を開催しないということ

ですので広報等でぜひ説

明してください。私も農業

発展のためには必要な施

設だと思います。みんなで

いろいろな案を出し合っ

て協力して進めてほしい

と思います。



11月末現在工事中の歯科診療所



四志地区のマリンタンク

議会の動き

8月	27日	議会運営委員会
	31日	令和3年第6回粟国村議会臨時会
9月	7日	全員協議会
	21日~24日	第7回粟国村議会定例会
10月	3日	粟国幼小中学校運動会(議長)
	15日	広報委員会
11月	21日	沖縄県町村議會議長会定例会(議長)全員協議会
	25日	令和3年第8回粟国村議会臨時会
12月	28日	沖縄防衛局へ米軍CH 5 3ヘリコプターの緊急着陸に関する意見書提出(議長、副議長、運営委委員長)
	29日	南部広域行政組合議会定例会(議長)
1月	8日	県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇談会(議長)
	9日	第39回離島振興市町村議會議長全国大会ウェブ会議(議長)
2月	17日	議会運営委員会
	19日	令和3年第9回粟国村議会臨時会
	21日	粟国幼小中学校学習発表会(議長・議員)



栗国幼小中学校 学習発表会



栗国幼小中学校運動会


表紙の題字と写真をお寄せください

題字(議会だより)と写真を募集しています。

連絡先: 議会事務局
 電話: 988-2222 FAX: 988-2281
 Mail: gikai@villaguni.okinawa.jp

議会傍聴について

12月定例会は、12月7日(火)開会予定です。

栗国村ホームページ、インフォメーションに栗国村議会・栗国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

【編集後記】

9月定例会は令和2年度の決算審議も行いました。

沖縄県では4か月ぶりに緊急事態宣言が解除され、徐々に活動が活発になる中、学校行事では運動会や学習発表会と児童生徒の頑張っている姿を見て元気・パワーをもらいました。村内では農道やウーラの浜の清掃活動などがありました。

議会では、米軍CH 53ヘリコプターの緊急着陸について、10月25日に臨時議会を開催し、沖縄防衛局へ意見書を提出し、厳重に抗議しました。

村内からは村ソテツ味噌生産組合から村花木であるソテツの活用・保護のために審議していただきたいと要望が提出されております。

また、本村でも怪石が海岸線に漂着し、チャーガラントウナランと村民の皆様も考えていると思います。回収して有効活用出来ないでしょうか。

委員長 城間 成弘
 副委員長 赤嶺 真知子
 委員 小橋川 晴

議会広報調査特別委員会